

平成28年度使用料等審議会資料(手数料)

据置①

番号	手数料項目	手数料単位	改正施行年月日	現行料金(A)	【参考】H25手数料算定金額	見直し算定原価(B)	手数料算定金額(C)(10円未満切捨て)	現行料金との差額(D)=C-A	増減率E(C/A)	手数料案	算定コスト科目等	平成28年度手数料全体見直しに当たった考え方	所管
1	印鑑登録証明	1通につき 300円	平成18年7月1日	300	350.5	336.6	330	30	10%	300	<今回>算定コスト科目 人件費・機器使用料・電気料・印刷製本費・消耗品費	転入者の市民感情等、近隣市との均衡も判断し、現行通りの据置が妥当。	市民課
2	身元又は身分に関する証明	1通につき 300円	同上	300	385.6	375.5	370	70	23%	300	<今回>算定コスト科目 人件費・機器使用料・電気料・印刷製本費・消耗品費	同上	
3	住民票(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の2第1項の規定により交付する他の区市町村の住民票を含む。)、戸籍の附票、除かれた住民票及び除かれた戸籍の附票の写しの交付	1通につき 300円	同上	300	385.6	372.6	370	70	23%	300	<今回>算定コスト科目 人件費・機器使用料・電気料・印刷製本費・消耗品費	同上	
4	住民基本台帳に関する閲覧	転記1人又は閲覧15分につき200円で算定し、いずれか高い額	平成17年2月1日	/	/	/	/	/	/	転記1人又は閲覧15分につき200円で算定し、いずれか高い額	住民基本台帳法の改正により閲覧制限。	住民基本台帳法の改正により閲覧制限。現行料金据え置きとする。	
5	住民票に記載した事項に関する証明(その他証明と同)	1通につき 300円	平成18年7月1日	300	372.6	302.1	300	0	0%	300	<今回>算定コスト科目 人件費・電気料・印刷製本費・消耗品費	転入者の市民感情等、近隣市との均衡も判断し、現行通りの据置が妥当。	
6	社会保障・税番号制度に基づく個人番号カード、通知カードの再交付												
	ア 個人番号カードの再交付	1枚につき 800円	平成27年10月5日	800	/	/	/	/	/	800	JRISへの支払い	現行据置が妥当。	
	イ 通知カードの再交付	1枚につき 500円	同上	500	/	/	/	/	/	500	同上	現行据置が妥当。	
7	戸籍に関する証明書の交付等												
	ア 戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき 450円	平成21年1月19日	450	/	/	/	/	/	450	平成11年に戸籍手数料令が廃止され、条例で定める(地方分権一括法による戸籍の改正による)。市町村は、地方公共団体手数料標準に関する政令(平成12年政令第16号)中の表において手数料の標準金額による。	現行据置が妥当。	
	(平成20年6月30日条例第19号により、平成21年1月18日から施行)戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付												
	イ 除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき 750円	平成21年1月19日	750	/	/	/	/	/	750	同上	同上	
	(平成20年6月30日条例第19号により、平成21年1月18日から施行)除かれた戸籍の謄本若しくは除かれた抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付												
	ウ 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円	平成12年4月1日	350	/	/	/	/	/	350	同上	同上	
	エ 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円	平成12年4月1日	450	/	/	/	/	/	450	同上	同上	
	オ 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 350円	平成12年4月1日	350	/	/	/	/	/	350	同上	同上	
	カ 上質紙を用いる婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に関する証明書の交付	1通につき 1,400円	平成12年4月1日	1,400	/	/	/	/	/	1,400	同上	同上	
	キ 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧	書類1件につき 350円	平成12年4月1日	350	/	/	/	/	/	350	同上	同上	
8	臨時運行許可申請手数料												
	ア 特殊自動車、普通自動車又は小型自動車(2輪の小型自動車を除く。)の臨時運行の許可	1両につき 750円	平成12年4月1日	750	/	/	/	/	/	750	道路運送車両法、同施行規則の通り。	同上	
	イ 2輪の小型自動車の臨時運行の許可	1両につき 750円	平成12年4月1日	750	/	/	/	/	/	750	同上	同上	

平成28年度使用料等審議会資料(手数料)

据置①

番号	手数料項目	手数料単位	改正施行年月日	現行料金(A)	【参考】 H25手数料算 定金額	見直し算定 原価(B)	手数料算定金 額(C)(10円未 満切捨て)	現行料金との 差額(D) = C-A	増減率E (C/A)	手数料案	算定コスト科目等	平成28年度手数料全体見直しに当たっての考え方	所管			
9	土地に関する証明	1件につき 300円 (5筆までを1件とし、1筆を増すご とに40円を加算する。)	平成18年7月1日	300	385.6	396.9	390	90	30%	300	<今回>算定コスト科目 人件費・機器使用料・電気料・印刷製本費・消耗品費	算定結果の差額について、乖離が少なく、現行の事務作業時 間からも適正であると考え る。 また、近隣市状況との比較でも概ね適正な料金である。 従って、現行料金据置が妥当。	課 税 課			
10	地形図の複写紙の交付	A3 1枚につき200円	平成18年7月1日	200	198.6	209.8	200	0	0%	200	<今回>算定コスト科目 人件費・機器使用料・電気料・消耗品費					
11	建物に関する証明	1件につき 300円 (3棟までを1件とし、1棟を増すご とに40円を加算する。)	平成18年7月1日	300	385.6	396.9	390	90	30%	300	<今回>算定コスト科目 人件費・機器使用料・電気料・印刷製本費・消耗品費					
12	住宅用家屋証明	1件につき 1,300円	平成12年4月1日	1,300	1,284.6	1,302.6	1,300	0	0%	1,300	<今回>算定コスト科目 人件費・機器使用料・電気料・消耗品費					
13	固定資産に関する閲覧															
	ア 土地台帳の閲覧(1冊)	1回につき 200円	平成15年4月1日	200	185.8	188.0	180	-20	-10%	300	<今回>算定コスト科目 人件費・電気料・消耗品費					
	イ 家屋台帳の閲覧(1冊)															
	ウ 固定資産課税台帳の閲覧(1件)															
	エ 公園の閲覧(1枚)															
14	その他固定資産に関する証明及び交付	1件につき 200円	平成18年7月1日	200	198.6	209.8	200	0	0%	200	<今回>算定コスト科目 人件費・機器使用料・電気料・消耗品費					
15	諸税及び公課に関する証明	1件につき 300円	平成18年7月1日	300	382.5	340.1	340	40	13%	300	<今回>算定コスト科目 人件費・機器使用料・電気料・消耗品費					
16	納税に関する証明	1件につき 300円	平成18年7月1日	300	372.8	383.9	380	80	27%	300	<今回>算定コスト科目 人件費・機器使用料・電気料・消耗品費			納税証明書手数料については、平成18年7月1日に200円から 300円へ改定を行っている。 また、近隣他市とのバランスを考慮すると現段階での改定は 見送るべきと考える。近隣他市においては200~300円の手数 料が設定されている。  【参考】(平成28年5月末現在) 東大和市：300円 清瀬市：300円 武蔵村山市：300円 小平市：250円 東久留米市：300円 国分寺市：300円 国立市：200円	納 税 課	
17	犬の登録等手数料														東京都より平成12年に移管されるも、それ以降、全区市町村 が都と同額の手数料で行っている。よって、変更は難しく現 行据置が妥当。	健 康 増 進 課
	ア 犬の登録(鑑札の交付を含む。)	1頭につき 3,000円	平成12年4月1日	3,000						3,000						
	イ 狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円		550						550						
	ウ 犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円		1,600						1,600						
	エ 狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円		340						340						
18	工場の設置又は変更の認可申請手数料												都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第83条及び 施行規則第33条の定めによる。  現行据置が妥当。	環 境 ・ 住 宅 課		
	ア 工場の設置で、作業場の床面積の合計が500平方メー トル以下のもの	1件につき 8,700円	平成12年4月1日	8,700						8,700						
	イ 工場の設置で、作業場の床面積の合計が500平方メー トルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき 14,200円		14,200						14,200						
	ウ 工場の設置で、作業場の床面積の合計が1,000平方メー トルを超えるもの	1件につき 20,200円		20,200						20,200						
	エ 工場の変更の場合	1件につき 7,600円		7,600						7,600						

平成28年度使用料等審議会資料(手数料)

据置①

番号	手数料項目	手数料単位	改正施行年月日	現行料金(A)	【参考】 H25手数料算 定金額	見直し算定 原価(B)	手数料算定金 額(C)(10円未 満切捨て)	現行料金との 差額(D) = C-A	増減率E (C/A)	手数料案	算定コスト科目等	平成28年度手数料全体見直しに当たっての考え方	所管
19	屋外広告物の表示又は提出の許可申請手数料												
	ア 広告塔	面積5平方メートルまでご とにつき 3,220円	平成15年4月1日	3,220						3,220	東京都屋外広告物条例に準じる。	現行据置が妥当。	道路管理課
	イ 広告板	面積5平方メートルまでご とにつき 3,220円		3,220						3,220			
	ウ はり紙及びはり札	50枚までごにつき 2,250円		2,250						2,250			
	エ 立看板	1枚につき 450円		450						450			
	オ アドバルーン	1個につき 2,850円	平成15年4月1日	2,850						2,850			
	カ 公告幕	1張りにつき 990円		990						990			
20	優良宅地造成認定	1件につき 86,000円	平成12年4月1日	86,000						86,000	東京都都市整備局手数料条例に準じる。	基本的に、処理件数がほとんど見込まれないものである。東京都都市整備局手数料条例に沿う金額とする。	
21	優良住宅新築認定 新築住宅の床面積の合計に応じ次に掲げる額												
	ア 100平方メートル以下のもの	1件につき 6,200円	平成12年4月1日	6,200						6,200	同上	同上	都市計画課
	イ 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき 8,600円		8,600						8,600			
	ウ 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき 13,000円		13,000						13,000			
	エ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき 35,000円		35,000						35,000			
	オ 10,000平方メートルを超えるもの	1件につき 43,000円		43,000						43,000			
22	公簿又は公文図書の閲覧	1回につき 300円	平成18年7月1日	300						300			市民課
23	その他各種証明	1件につき 300円	同上	300	372.6	302.1	300	0	0%	300	<今回>算定コスト科目 人件費・電気料・印刷製本費・消耗品費		市民課
1	農地等証明	1件につき 300円	同上	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	市民課その他各種証明に準じる。	市民課窓口で交付する主な諸証明に準じる。	産業振興課
2	不在住証明	1件につき 300円	同上	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上	同上	市民課
3	死亡証明	1件につき 300円	同上	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上	同上	市民課
4	火葬許可書の写し	1件につき 300円	同上	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上	同上	市民課
5	認可地縁団体印鑑登録証明	1件につき 300円	同上	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上	* 近隣4市比較 ・小平市 250円 ・清瀬市 300円 ・東大和市 200円 ・東久留米市 300円 *近隣市においては手数料条例により、特別項目を持っている市はなく、その他証明として住民票などの基本証明発行額と合わせている。	市民協働課
6	認可地縁団体告示事項証明	1件につき 300円	同上	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上	* 認可地縁団体：5自治会 (H25~27の実績) ・H25 2自治会 ・H26 2自治会 ・H27 3自治会 * 認可地縁団体印鑑登録証明及び告示事項証明に関しては、市民課窓口で交付する主な諸証明に準じて設定したため、コスト計算を行わなかった。 過去3ヶ年の実績をみても、多くて3自治会と件数は少なく、現行料金で据え置きたい。	市民協働課
7	下水道事業受益者負担金納付証明	1件につき 300円	同上	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上	平成25年度から平成27年度まで実績なし。過去にこれら証明を発行した実績が無いことから、コスト計算が困難である。よって、市民課窓口で交付する主な諸証明に準じて設定。現行で据置。	下水道課
8	指定下水道工事店証の再発行	1件につき 300円	同上	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上	平成25年度から平成27年度まで実績なし。過去にこれら証明を発行した実績が無いことから、コスト計算が困難である。よって、市民課窓口で交付する主な諸証明に準じて設定。現行で据置。	下水道課

平成28年度使用料等審議会資料(手数料)

据置①

番号	手数料項目	手数料単位	改正施行年月日	現行料金(A)	【参考】 H25手数料算 定金額	見直し算定 原価(B)	手数料算定金 額(C)(10円未 満切捨て)	現行料金との 差額(D) = C-A	増減率E (C/A)	手数料案	算定コスト科目等	平成28年度手数料全体見直しに当たっての考え方	所管
9	道路位置指定に伴う接続同意証明	1件につき 300円	同上	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上	市民課窓口で交付する主な諸証明に準じる。	道路管理課
10	公共用地に隣接する不動産に伴う境界線証明	1件につき 300円	同上	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上	同上	
11	公道幅員証明	1件につき 300円	同上	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上	同上	
12	国土調査地積図交付	1件につき 300円	同上	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上	同上	
13	都市計画証明	1件につき 300円	同上	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上	近隣市の都市計画証明発行手数料とのバランスを考慮すると、現行据置の300円が妥当である。 *近隣7市比較 ・小平市 250円 ・清瀬市 300円 ・東大和市 200円 ・西東京市 300円 ・武蔵村山市 300円 ・小金井市 300円 ・国立市 200円	都市計画課
14	マンションの建替え等に関する証明(5種)	1件につき 300円	平成24年4月1日	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	平成24年4月1日より300円 ※権限移譲による新たな手数料。市民課その他証明に準じる。	東京都では、手数料条例で一般的な証明として400円の手数料を徴収していた。権限移譲以来、当市での実績はなく、コスト計算が難しいため、手数料条例別表23その他各種証明とし1件300円としたい。	
15	社会福祉法人理事者証明	1件につき 300円	平成25年4月1日	同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	平成25年4月1日より300円 ※権限移譲による新たな手数料。市民課その他証明に準じる。	平成25年度より東京都から権限移譲されてきたものである。東京都においては、その他手数料(400円)にて処理をされていた経過がある。また、近隣市においてもその他手数料にて処理をしていくことを確認している(第3ブロック部長会にて確認)。処理件数についても数年で1件あるかないかということが見込まれることも踏まえて、今後もその他手数料にて処理をしていきたい。	地域福祉推進課
16	社会福祉法人税額控除証明	1件につき 300円		同上	同上	同上	同上	0	同上	同上	平成25年4月1日より300円 ※権限移譲による新たな手数料。市民課その他証明に準じる。		



平成28年度使用料等審議会資料(手数料)

据置①

番号	手数料項目	手数料単位	改正施行年月日	現行料金(A)	【参考】 H25手数料算 定金額	見直し算定 原価(B)	手数料算定金 額(C)(10円未 満切捨て)	現行料金との 差額(D) = C-A	増減率E (C/A)	手数料案	算定コスト科目等	平成28年度手数料全体見直しに当たっての考え方	所管
24	一般廃棄物処理業許可申請等												
	一般廃棄物収集運搬及び処分(許可手数料)	10,000円	平成13年6月1日	10,000	10,000	10,000	10,000	0	0%	10,000	<主な算定コスト科目> 近隣他市との均衡	前回同様、近隣他市との均衡を図り、据え置きとしたい。	管理課
	一般廃棄物収集運搬及び処分(変更許可手数料)	10,000円	平成13年6月1日	10,000	10,000	10,000	10,000	0	0%	10,000			
	一般廃棄物収集運搬及び処分(再交付手数料)	5,000円	平成13年6月1日	5,000	5,000	5,000	5,000	0	0%	5,000			
	浄化槽清掃業(許可手数料)	10,000円	平成13年6月1日	10,000	10,000	10,000	10,000	0	0%	10,000			
	浄化槽清掃業(再交付手数料)	5,000円	平成13年6月1日	5,000	5,000	5,000	5,000	0	0%	5,000			
25	粗大ごみ処理												
	粗大ごみ処理手数料	別表	平成26年7月1日	別表	別表	別表	別表	別表	別表	別表			
26	情報公開												
	閲覧	1件名1回につき 100円	平成16年4月1日	100								コスト計算は行わない。人件費で計算すると手数料が高くなりすぎてしまうため。 総務課の考えとしては、制度開始当初からの1件100円の手数料を継続したい。 情報公開には、該当文書の検索、非公開部分があるかの検討、起案作成、非公開部分のマスキング、写しの作成といった事務が必要であり、これには職員の人件費、起案に添付する請求該当文書のコピー費用がかかる(これとは別に請求者に交付する方の文書のコピー費用は、請求者から1枚10円でもらっている)。 「手数料は、自治体が特定の者に対して提供する役務に対する反対給付として、当該役務に要する費用を回収するために徴収するもの」であるから、制度利用者にはコストの一部を負担してもらうべきである。行政の説明責任等、公正で開かれた市政運営のため無料とする考え方もあるが、仮に無料にするとかかるコストは一般財源から負担することになり、それに対して市民の総意が得られているとは考えられない。制度を利用する者としていない者との負担の公平を図る観点から一定の手数料を納めてもらうべきである。近年、市外在住者・市外事業者からの請求数が増えていること(平成25年度までは30%強だったが、平成26年度:45.2%、平成27年度:52.6%)も、一定の手数料を納めてもらうべき理由の一つである。 なお、手数料をいただくもうひとつの要因は、事業者が営業等に使う情報を集めるために情報公開をする場合があり、無料にすると制度を濫用した大量の公開請求が出され、通常業務に支障が生じるおそれがあるためである。実際に26市中5市が営利目的の大量請求を防ぐために、「何人も無料」から「市民以外及び営利目的(事業者名での請求)の請求には手数料1件100~200円」とする制度にしている(平成27年9月調査)。 市民にも手数料を無料化していない都内の自治体は、26市では昭島市と東村山市、区部では中央区、品川区のみ。昭島市は1件100円、中央区と品川区は1件300円となっている。国の情報公開法も1件300円の手数料、都も情報公開手数料をとっている(文書1枚につき10円、ただし1文書につき100円を限度とする。フロッピーや光ディスクで交付するときは1枚100円、ただし1枚につき300円を限度とする)。 ただし、情報公開の趣旨からこの制度をできるだけ利用しやすいものにする 것도重要であり、手数料がその制約要因となることは適当でない。したがって、国、都、他の自治体の手数料金額と比較し、利用しやすい額として1件100円が適当である。	総務課
	視聴	1件名1回につき 100円	平成16年4月2日	100						右記の考え方に準じる。			
	写しの交付	1件名1回につき 100円	平成16年4月3日	100									

平成28年度使用料等審議会資料(手数料)

据置①

番号	手数料項目	手数料単位	改正施行年月日	現行料金(A)	【参考】H25 手数料算定 金額	見直し算定 原価(B)	手数料算定金 額(C) (10円未満切 捨て)	現行料金と の差額 (D)=C-A	増減率E (C/A)	手数料率	算定コスト科目等	平成28年度手数料全体見直しに当たっての考え方	所管		
28	廃棄物処理														
	一般廃棄物処理手数料														
	廃棄物(可燃・不燃)	家庭系	平成20年4月1日	特小袋(5%) 10枚1組	90	90	85.0	80	-10	-11%	90	100円以上の乖離がないため、据え置きとする。			
小袋(10%) 10枚1組				180	180	170.0	170	-10	-6%	180					
中袋(20%) 10枚1組				360	360	340.0	340	-20	-6%	360					
大袋(40%) 10枚1組				720	720	680.0	680	-40	-6%	720					
事業系		特中袋(22.5%) 10枚1組		2,100	2,100	2,145.0	2,140	40	2%	2,100					
		特大袋(45%) 10枚1組		4,200	4,200	4,290.0	4,290	90	2%	4,200					
	容器包装プラスチック	家庭系	平成20年4月1日	特小袋(5%) 10枚1組	38	53	32.0	30	-8	-21%	38			<主なコスト算定科目> 委託料・人件費・ 減価償却費・負担金	
小袋(10%) 10枚1組				75	105	65.0	60	-15	-20%	75					
中袋(20%) 10枚1組				150	210	130.0	130	-20	-13%	150					
大袋(40%) 10枚1組				300	420	260.0	260	-40	-13%	300					
事業系		特中袋(22.5%) 10枚1組		880	880	845.0	840	-40	-5%	880					
		特大袋(45%) 10枚1組		1,750	1,750	1,690.0	1,690	-60	-3%	1,750					
	し尿	事業系	平成20年4月1日	1%	40	80	87.0	80	40	100%	40				
	浄化槽	家庭系	平成20年4月1日	1%	12	24	26.0	20	8	67%	12	<主なコスト算定科目> 委託料・人件費・ 減価償却費・下水道料金			
		事業系	平成20年4月1日	1%	40	80	87.0	80	40	100%	40				
	持込	粗大ごみ	平成20年4月1日	10kgにつき	350	410	380.0	380	30	9%	350	<主なコスト算定科目> 委託料・人件費・ 減価償却費・負担金			
		可燃・不燃		10kgにつき (指定収集袋により排出の場合 は、当該指定収集袋相当額)	350	410	380.0	380	30	9%	350				

管理課

平成28年度使用料等審議会資料(手数料)

据置①

番号	手数料項目	手数料単位	改正施行年月日	現行料金 (A)	【参考】H25手数料 算定金額	見直し算定 原価 (B)	手数料算定金 額 (C) (10円 未満切捨て)	現行料金と の差額 (D) =C-A	増減率E (C/A)	手数料率	算定コスト科目等	平成28年度手数料全体見直しに当たっての考え方	所管
25	粗大ごみ処理手数料												
	粗大ごみ処理手数料(収集)												
	照明器具	1個	平成20年4月1日	300	300	294.0	290	-10	-3%	300	<主なコスト算定科目> 委託料・人件費・減価償却費・負担金	100円以上の乖離がないため、据え置きとする。	管理課
	掃除機	1個		300	300	294.0	290	-10	-3%	300			
	ストーブ	1個		300	300	294.0	290	-10	-3%	300			
	コタツ	1式		500	500	490.0	490	-10	-2%	500			
	電子レンジ	1台		900	900	882.0	880	-20	-2%	900			
	衣類乾燥機	1台	平成26年7月1日	1,300	1,300	1,274.0	1,270	-30	-2%	1,300			
	ミニコンボ	1式		900	900	882.0	880	-20	-2%	900			
	ステレオ	1式		1,400	1,400	1,372.0	1,370	-30	-2%	1,400			
	スピーカー	1個		400	400	392.0	390	-10	-3%	400			
	卓上ミシン	1台		300	300	294.0	290	-10	-3%	300			
	ミシン	1台	平成20年4月1日	700	700	686.0	680	-20	-3%	700			
	ソファ(1人掛け)	1台		900	900	882.0	880	-20	-2%	900			
	ソファ(2人掛け)	1点		1,300	1,300	1,274.0	1,270	-30	-2%	1,300			
	折畳ベッド	1台		800	800	784.0	780	-20	-3%	800			
	シングルベッド	1台		1,300	1,300	1,274.0	1,270	-30	-2%	1,300			
	ダブルベッド	1台	平成26年7月1日	2,400	2,400	2,352.0	2,350	-50	-2%	2,400			
	マットレス	1枚		800	800	784.0	780	-20	-3%	800			
	マットレス (スプリング入り)	1枚		1,200	1,200	1,176.0	1,170	-30	-3%	1,200			
	カーペット・ジュタン(3畳未満)	1枚		500	500	490.0	490	-10	-2%	500			
	カーペット・ジュタン(3畳以上)	1枚		800	800	784.0	780	-20	-3%	800			
	机(片袖)	1脚	平成20年4月1日	1,000	1,000	980.0	980	-20	-2%	1,000			
	机(両袖)	1脚		1,300	1,300	1,274.0	1,270	-30	-2%	1,300			
	椅子	1脚		600	600	588.0	580	-20	-3%	600			
	自転車(20インチ未満)	1台		300	300	294.0	290	-10	-3%	300			
	自転車(20インチ以上)	1台		700	700	686.0	680	-20	-3%	700			
	バイク(50CC)	1台	平成26年7月1日	3,700	3,700	3,626.0	3,620	-80	-2%	3,700			
	幼児用玩具	1個		300	300	294.0	290	-10	-3%	300			
	乳母車	1台		400	400	392.0	390	-10	-3%	400			
	チャイルドシート	1台		500	500	490.0	490	-10	-2%	500			
	ブランコ・スベリ台	1台		900	900	882.0	880	-20	-2%	900			
	コンロ	1台	平成20年4月1日	300	300	294.0	290	-10	-3%	300			
	ガスレンジ	1台		800	800	784.0	780	-20	-3%	800			
	物干し竿	3本まで		300	300	294.0	290	-10	-3%	300			
	小物家電	1個		300	300	294.0	290	-10	-3%	300			
	布団	1枚		300	300	294.0	290	-10	-3%	300			
	タンス・棚類 1棹(正面の高さ幅合計190cm未満)	1棹		300	300	294.0	290	-10	-3%	300			
	タンス・棚類 1棹(正面の高さ幅合計190cm以上240cm未満)	1棹		700	700	686.0	680	-20	-3%	700			
	タンス・棚類 1棹(正面の高さ幅合計240cm以上290cm未満)	1棹		平成20年4月1日	900	900	882.0	880	-20	-2%	900		
	タンス・棚類 1棹(正面の高さ幅合計290cm以上340cm未満)	1棹		平成26年7月1日	1,400	1,400	1,372.0	1,370	-30	-2%	1,400		
	タンス・棚類 1棹(正面の高さ幅合計340cm以上)	1棹		平成26年7月1日	2,400	2,400	2,352.0	2,350	-50	-2%	2,400		
	テーブル・座卓・家具調コタツ 1台(縦横合計200cm未満)	1台	平成20年4月1日	500	500	490.0	490	-10	-2%	500			
	テーブル・座卓・家具調コタツ 1台(縦横合計200cm以上)	1台		900	900	882.0	880	-20	-2%	900			